

○財務省告示第三号

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定がベトナムについて効力を生ずることに伴い、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項の規定に基づき、輸入数量に基づく特別緊急関税の平成三十年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件（平成三十年三月財務省告示第九十一号）の一部を次のように改正し、平成三十一年一月十四日から適用する。

平成三十一年一月十一日

財務大臣 麻生 太郎

輸入数量に基づく特別緊急関税の平成三十年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件（平成三十年三月財務省告示第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

二 「略」

表第一の六の項名	関税暫定措置法別
協定対象外輸入基準数量	
一四の二	九〇〇、七七三トン
「略」	「略」
「略」	「略」
一七	一六八、一六七トン
「略」	「略」
一九	一、四九三トン
「略」	「略」
二三	四二一トン
二三	一、九八五トン

二 「同上」

表第一の六の項名	関税暫定措置法別
協定対象外輸入基準数量	
一四の二	九〇一、〇九七トン
「同上」	「同上」
「同上」	「同上」
一七	一七一、八〇五トン
「同上」	「同上」
一九	一、四九四トン
「同上」	「同上」
二三	四四八トン
二三	一、九九三トン

備考 表中の「」の記載は注記である。

二九	「略」	二四
五一二トン	「略」	八七トン

二九	「同上」	二四
五一五トン	「同上」	九〇トン